

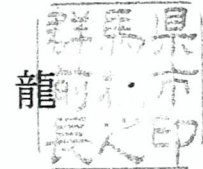
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市荒牧町13番地41

氏 名 庭前紙業株式会社  
代表取締役 庭前功

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山 本



許可の年月日 令和5年8月22日

許可の有効期限 令和10年8月21日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（選別、圧縮）、中間処理（破砕）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（選別、圧縮）

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず（以上4種類）

中間処理（破砕）

廃プラスチック類（以上1種類）

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) 中間処理施設（選別、圧縮）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

イ 中間処理施設の設置年月日

平成20年2月27日 完成検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

#### (ア) 選別施設

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

繊維くず

金属くず

#### (イ) 圧縮施設

## 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [208.0t/日]

紙くず [138.8t/日]

繊維くず [178.4t/日]

金属くず [54.4t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積465.41m<sup>2</sup> 保管容量656.89m<sup>3</sup>

## (2) 中間処理施設（破碎）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

イ 中間処理施設の設置年月日

平成24年9月28日 完成検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [0.5t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市堀越町588番1、588番5、589番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積3.1m<sup>2</sup> 保管容量2.0m<sup>3</sup>

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新、変更の状況

平成20年8月22日 新規許可

平成25年7月31日 変更許可

平成25年8月22日 更新許可

平成30年8月22日 更新許可

令和5年8月22日 更新許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出

なし